

地方議会で初!!

議会BCP(業務継続計画)を策定

二元代表制の機能を発揮!

議会BCP
Business Continuity Plan
業務継続計画

「(仮称)防災基本条例」の制定を目指して

大津市議会では、このたび災害時などに行うべき議会・議員の役割や行動方針を定めた「議会BCP(業務継続計画)」を策定しました。

今後は、大規模災害時においても初期対応の高度化が図られ、災害情報の収集や議員の参集、議会としての協議、審査を迅速に開始し、自治体として市民ニーズを的確に反映した復旧・復興に早期に取り組むことが可能となりました。

大学の専門的知見を積極的に活用して
「政策検討会議」を運用

本計画の策定に当たっては、各会派の代表者で構成する政策検討会議で、同志社大学大学院の新川達郎教授にご指導いただくなど、マニフェスト大賞で評価を受けた大学との連携による専門的知見の活用を図りました。会議では、災害の課題を検証しながら、議会や議員としての役割や体制整備などについて、活発に議員間で討議してきました。

今後は、本計画を踏まえた机上訓練や図上演習などを実施しながら、より実効性を高めるとともに、(仮称)防災基本条例を策定する予定です。さらには導入を予定しているタブレット端末を活用し、災害情報の集約や伝達手段のより高度な運用を図ります。



ポストイットを活用

政策検討会議で活発な議員間討議を展開

現場から 記者レポート

災害時の業務計画「BCP」

「BCP」は、災害発生時に、市議会が機能を維持し、市民の安全確保に努めるための計画です。市議会では、これまで、地震、台風、大雪などの自然災害、火災などの人為的災害に備えるための計画を策定してきました。しかし、近年は、大規模な自然災害が頻発しており、市議会としての役割を果たすためには、災害発生時に機能を維持し、市民の安全確保に努めるための計画を策定することが必要です。

大津市議会が策定へ

市民の声 市に反映

対策会議設置機能維持



BCPに関する政策検討会議の協議経過を聞く市議会
—大津市議会—

市議会では、これまで、地震、台風、大雪などの自然災害、火災などの人為的災害に備えるための計画を策定してきました。しかし、近年は、大規模な自然災害が頻発しており、市議会としての役割を果たすためには、災害発生時に機能を維持し、市民の安全確保に努めるための計画を策定することが必要です。

市議会では、これまで、地震、台風、大雪などの自然災害、火災などの人為的災害に備えるための計画を策定してきました。しかし、近年は、大規模な自然災害が頻発しており、市議会としての役割を果たすためには、災害発生時に機能を維持し、市民の安全確保に努めるための計画を策定することが必要です。

毎日新聞に掲載（平成26年3月11日）

大津市議会の議会BCP作成に参加して

新川達郎・同志社大学政策学部教授



平成25年度、大津市議会における議会業務継続計画（BCP）の作成に際して、研究指導の形で、大津市議会政策検討会議に参加させて頂きました。

BCPは、執行機関では策定されていますが、議会独自に作られるのは、国会を除けば初めての事です。企業や執行機関のBCPに比して、二元代表制をとる地方公共団体の議会においては、その策定は様々な制約のもとで進めざるを得ません。災害時に議会にできること、議員として行動できることを考え、想定内であれ想定外であれ議会機能を維持し、たとえ大規模災害の発生時でも、早期の機能回復を目指すことになります。

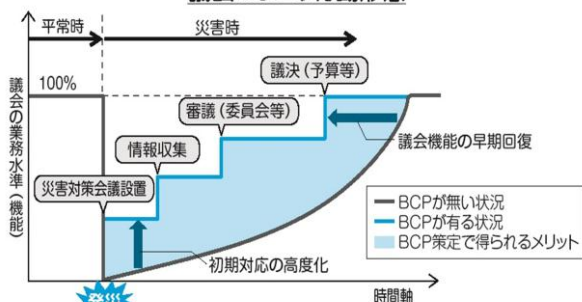
大津市議会では、政策的な条例や計画の策定については、政策検討会議で自由闊達に議論を行い、それをもとに議会としての意思決定を意欲的に進めてこれ、本BCPもその成果です。大津市議会BCPそれ自体は、いまだ発展途上にありますが、今後とも議会としての存在意義を発揮し続けるために、BCPの運用と見直しを通じて、その成長を目指されるよう期待します。

災害発生！そのとき、議員はこんな行動をします

- ◆初動期（発生後～3日） 災害対策会議設置、安否確認、情報収集
災害対策会議に参集するまで地域活動などに従事します。
- ◆中期（3日～7日） 災害情報の収集・把握・共有
災害対策会議の指示に基づき参集し、議員活動に専念します。
- ◆後期（7日～1カ月） 議会機能の早期復旧
本会議・委員会を開催し、復旧・復興予算などを審議します。
- ◆一カ月後、平常時の議会組織体制へ
復興計画などについて、議会として審議します。



議会BCPの行動形態



議会BCPの基本方針

- 議員・事務局職員の安全確保
議員と議会事務局職員の安否確認体制の構築、特に議会に議会災害対策会議を設置し、初動体制を整えるとともに、災害の発生時期に応じた議員の行動基準や、災害対策会議の指揮命令系統などを定めました。
- 審議を行う環境の確保・整備
市役所本館の被害を想定し、代替施設における会議場所の確保をはじめ、議員の参集基準や参集時の判断基準、災害発生時における議員の行動や役割、備蓄品の確保などを定めました。
- 的確な情報の収集と把握
市の災害対策本部と議会の災害対策会議との組織的な連絡・連携体制を構築し、災害情報の混乱が生じないよう、情報の収集事項などを定めました。

大津市議会 B C P (業務継続計画)

平成 2 6 年 3 月
(第 1 版)

目 次

1. 業務継続計画の必要性と目的	3
2. 災害時の議会、議員の行動方針	4
(1) 議会の役割	4
(2) 議員の役割	4
3. 災害時の市との関係	5
4. 想定する災害	6
5. 業務継続の体制及び活動の基準	7
(1) 業務継続（安否確認）体制の構築	7
① 議会事務局の体制	7
ア 事務局職員の行動基準	7
イ 議員への安否確認方法と確認事項	11
② 議会の体制	12
ア 議会災害対策会議の設置	12
イ 議員の基本的行動	13
ウ 発生時期に応じた議員の行動基準	13
エ 対策会議などの指揮・命令系統	14
(2) 行動時期に応じた活動内容の整理	16
① 行動形態	17
② 行動基準	18
③ 議員の参集方法など	20
(3) 審議を継続するための環境の整理	22
① 庁舎の建物・設備	22
② 通信設備	22
③ 情報システム	23
④ 備蓄品などの確保	23

6. 情報の的確な収集	25
(1) 地域の災害情報の収集など	25
7. 議会の防災計画と防災訓練	27
(1) 議会の防災計画など	27
(2) 議会の防災訓練	27
8. 計画の運用	28
(1) 議会BCPの見直し	28
(2) 見直し体制	28
9. 計画の体系図	28
(1) 時系列にみる基本的行動パターン	28
別添様式1 議員安否確認表	30
別添様式2 情報収集連絡表	31

資料

大津市議会BCP策定に係る政策検討会議のメンバー
政策検討会議の会議の経過

1. 業務継続計画の必要性和目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画（Business Continuity Plan 以下「BCP」という。）の策定が地方自治体にも広がりを見せている中、併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画やBCP以外に、議会独自のBCPの策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

また、本市においても平成24年に南部地域において豪雨災害が発生した際には、全市レベルでの大規模災害に備えて、議会として、また議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に則り、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた大津市議会業務継続計画（以下「議会BCP」という。）を策定するものである。

2. 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど重要な役割を担っており、このことは平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、定足数に足る有効な議決ができる会議を開催する中で、この機能を維持しなければならないのである。そのために様々な災害の時期や程度を想定し、それに対応する体制を整えなければならない。加えて復旧・復興において住民代表機関として、大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時にあっては、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められることも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割を担うものである。

3. 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機・防災対策課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

4. 想定する災害

議会 BCP の対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や市国民保護対策本部（以下「災害対策本部等」という。）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

災害種別	災害内容
地震	・ 震度 5 強以上の地震
風水害	・ 台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的又は広範囲な災害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの
その他	・ 自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、又はそのおそれがあるもの

5. 業務継続の体制及び活動の基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートになる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって非常に重要であり、組織として安否確認を中心とした業務継続体制を構築する必要がある。また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会事務局の体制

市において、災害対策本部等が設置された場合には、議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。なお、災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている事務局職員（第1次参集者）は、災害情報を把握次第、速やかに議会事務局に参集し非常時優先業務に当たらなければならない。なお、参集にあつては、当該事務局職員やその家族の被災、当該事務局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制（第2次参集者）を整えるものとする。

ア 事務局職員の行動基準

(イ) 災害が勤務時間（8時40分～17時25分）内に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否確認を行う。その後、速やかに非常時優先業務に当たる。

(ロ) 災害が勤務時間外（ハの休日を除く。）に発生した場合（平日夜間のケース）

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認する。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会事務局へ参集し

非常時優先業務に当たる。その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

(ハ) 災害が休日（土曜・日曜・祝日）に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会事務局へ参集し非常時優先業務に当たる。その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

事務局職員の非常時優先業務

- ・ 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ・ 職員の安否確認
- ・ 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- ・ 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- ・ 議員の安否確認
- ・ 議会災害対策会議の設置
- ・ 市の災害対策本部等との連絡体制の確保
- ・ 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- ・ 電気、水道などインフラの確認
- ・ 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- ・ 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
- ・ 報道対応など

参集者の参集基準

災害種別		参集者	参集時間	参集方法	服装	携帯品
地震		第1次参集者 5名 局長 次長 議会総務課長 議会総務課総務係長 議事調査課長 補佐	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、原則、徒歩にて参集	作業服を基本に、ヘルメット、防災靴を着用するなど自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
		第2次参集者 4名 議会総務課2名 議事調査課2名	第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
風水害	全域	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制が確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
			第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			
	局地	同上	あらかじめ必要な災害情報の収集が可能であり、参集体制を確保できることから、参集に必要な情報確認後、速やかに参集 (災害場所の情報収集に努め、必要に応じて第2次参集者に事前に連絡)	災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	同上	同上
			第1次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

その他	同上	防災メールによる災害情報確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集	同上	同上	同上
		第 1 次参集者から連絡を受け、速やかに参集			

- ※ 第 1 次参集者と第 2 次参集者は、公共交通機関が途絶することを想定し、基本、徒歩にて本庁まで参集が可能な者から指名する。
- ※ 第 1 次参集者は、自身や家族の被災などにより参集できない場合や、参集途上での救命活動などにより参集できなくなった場合には、あらかじめ指名された第 2 次参集者にその旨を連絡し、第 2 次参集者が参集する。
- ※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。
- ※ 事務局職員間の連絡は、議会事務局の緊急連絡網に基づき携帯電話、メールなどにより連絡する。
- ※ 参集途上適宜、災害情報を収集する。
- ※ 一人が継続して 4 8 時間を越えて災害対応に当たることのないよう、議会事務局の交替勤務体制を整え健康管理に留意する。
- ※ 「検討課題」 現在、事務局職員は市の災害対策本部等の組織体制に組み込まれており、災害対策本部等の指揮命令下にある。情報の共有や連携体制の観点からは必要であるが、初動支所班や情報班の職員を議会事務局から選出していることについては、災害対策本部等における組織体制の見直しが必要である。

イ 議員への安否確認方法と確認事項

(イ) 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ロ) 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール・タブレット端末に一斉送信、返信のない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール・タブレット端末への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

(ハ) 議会事務局と事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

※ 「検討課題」 通信機器が全てダウンすることを想定し、衛星電話や防災無線など議会独自の連絡体制を確保する必要がある。

安否確認事項

別添様式1「議員安否確認表」に基づき次の内容を確認する。

- ・ 議員とその家族の安否状況
- ・ 議員の所在地
- ・ 議員の居宅の被害状況
- ・ 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- ・ 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- ・ 地域の被災状況

② 議会の体制

ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市の災害対策本部等の設置後、速やかに大津市議会災害対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、災害対応に当たるものとする。対策会議は、議長と副議長、各会派の代表者で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

（議会災害対策会議）

構成員	議長	副議長	各会派の代表者
役職	委員長	副委員長	委員
主な任務	対策会議を設置し、会議の事務を統括する	委員長を補佐し、委員長が欠けた場合には、その職務を代理する	委員長の指示のもと、次の任務に当たる ○対策会議の運営に関すること ○議員の安否に関すること ○議員の参集に関すること ○本会議、委員会の開催に関すること ○本会議、委員会の協議事項などに関すること ○災害情報の収集などに関すること ○市の災害対策本部等との連携に関すること ○その他、災害対応に必要と考えられること

災害種別	設置・解除の時期	設置場所	委員の参集時間	会議運営
地震	市の災害対策本部等の設置後、速やかに設置し、当該本部等の解除をもって解除する	議会事務局 (第1委員会室)	市の災害対策本部等の設置確認後、自身と家族の安全を確保し、速やかに参集する	会議の進行は、委員長が行う 協議事項は、委員長が決定する
風水害	全域	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上

その他	同上	同上	同上	同上
-----	----	----	----	----

※ 対策会議の議員の参集方法、服装、携帯品は、議員の参集基準と同様とする。

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場（非代替性）を踏まえて、活動に当たらなければならない。

- (イ) 対策会議からの参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- (ロ) 地域活動などを通して、市が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- (ハ) 対策会議からの参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- (ニ) 対策会議の議員は、対策会議が設置された場合には、上記に関わらず対策会議の任務に当たる。

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

- (イ) 災害が会議（本会議・委員会）中に発生した場合

議長又は委員長は、直ちに本会議又は委員会を休憩又は散会し、事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をするものとする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。次に、家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで議会において待機するものとする。

- (ロ) 災害が会議時間外（夜間、土曜、日曜、祝日、休会日など）に発生した場合（議員が市内にいる状態）

議員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保

を行った上で被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集※に当たる。

(ハ) 災害が議員が市内にいない時に発生した場合

議員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で家族の安否の確認を行うとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。対策会議の議員は、議会事務局へ安否の報告を行うとともに、参集し対策会議の任務に当たる。その他の議員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、速やかに市内に戻り、自宅待機又は地域での支援活動や災害情報の収集に当たる。

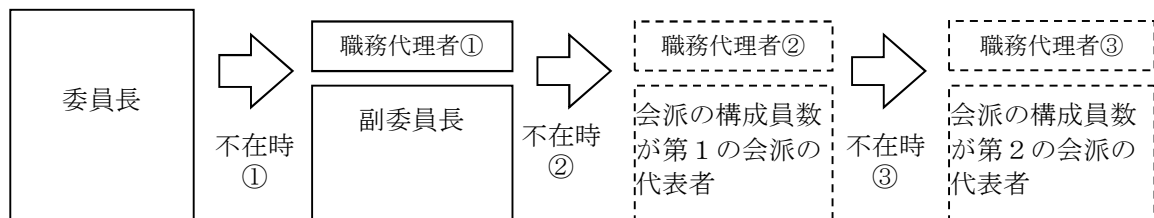
※災害情報の収集

災害情報は、別添様式2「情報収集連絡表」に記載することを基本に、タブレット端末などを活用し災害現場の写真などを議会事務局に報告（タブレット端末・メール・FAX）する。

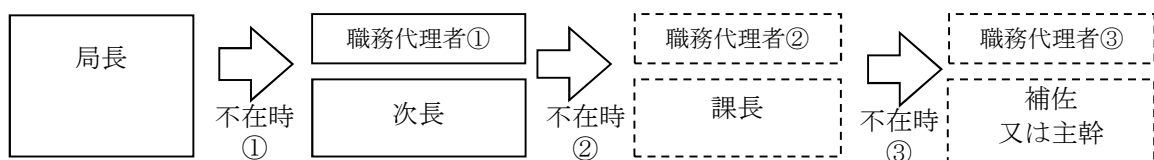
エ 対策会議などの指揮・命令系統

対策会議と議会事務局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。

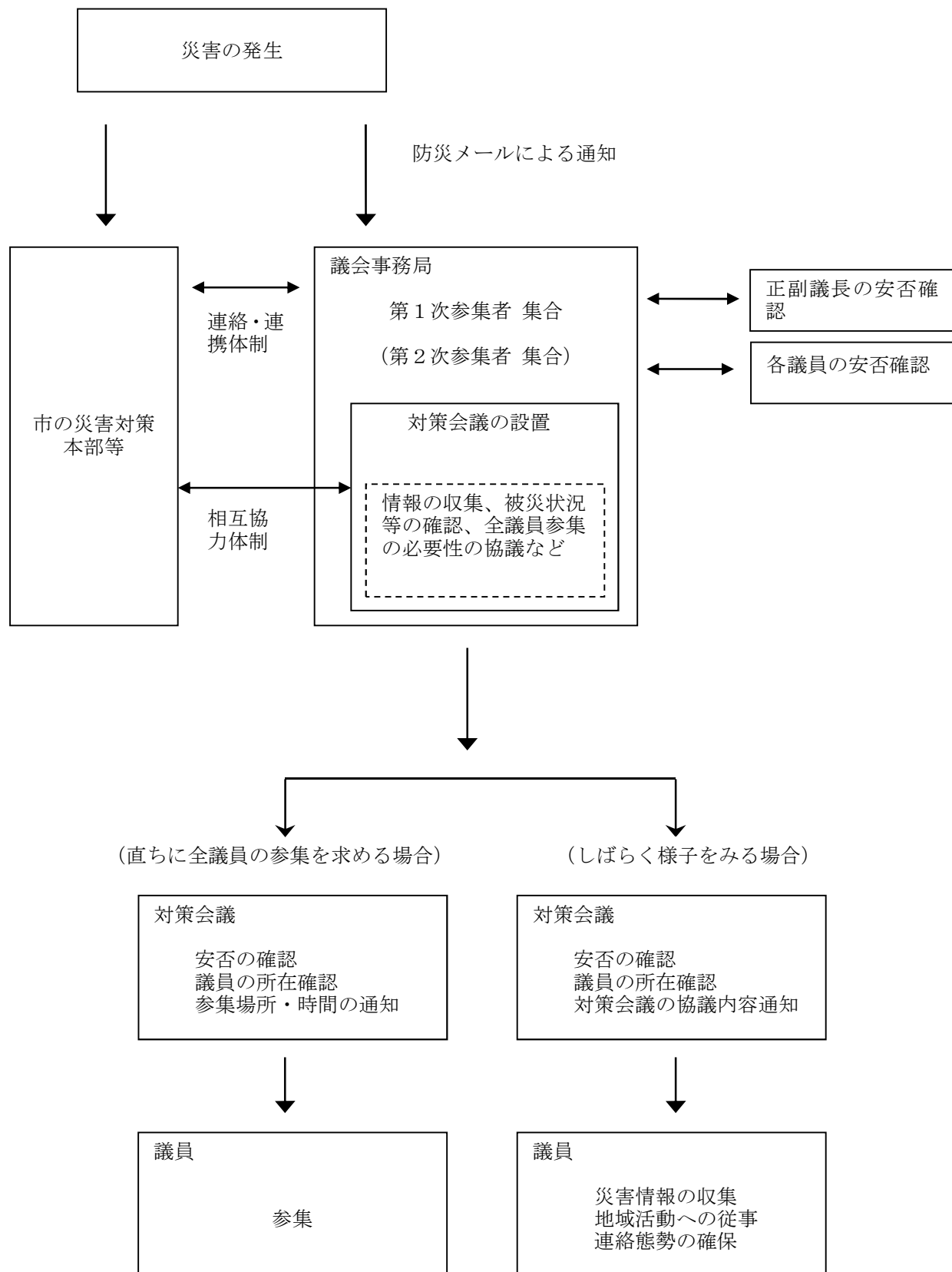
対策会議 委員長不在時の代理者



議会事務局 局長不在時の代理者



(災害時の議会・議会事務局の行動の流れ)



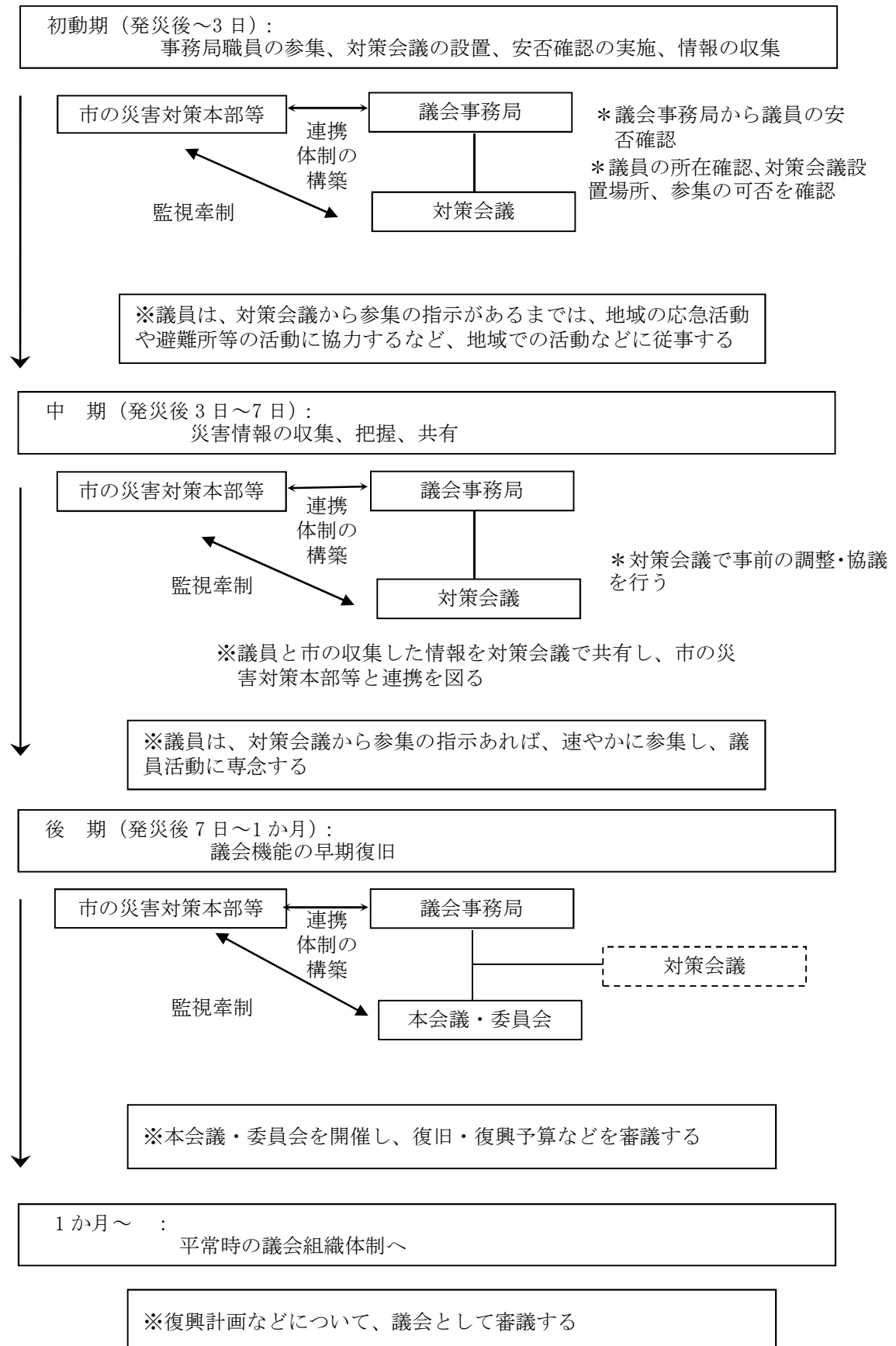
（２）行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。

なお、後期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画の策定が考えられるところであるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点からも、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

① 行動形態 （災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動形態）

災害時の行動形態は、次のとおりとする。



② 行動基準（災害が休日・夜間に発生した場合の基本的行動基準）

事務局職員、対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

地 震 編			
時 期	事務局職員の行動	対策会議の行動	議会・議員の行動
【初動期】 災害発生直後 24時間	・ 災害情報の確認 ・ 自身と家族の安全確保 ・ 第1次参集者又は第2次参集は、議会事務局へ参集 ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 対策会議の設置 ・ 議会事務局の被災状況の確認 ・ 議会事務局の情報端末機器の確認 ・ 市と連絡体制確保 ・ 電気、水道の確認	・ 対策会議の設置 ・ 災害関係情報の収集 ・ 市の災害対策本部等との連携	・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会事務局に安否報告
24時間 48時間	・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 議場、委員会室などの被災状況の確認 ・ 議場、委員会室の放送設備の確認 ・ 対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集 ・ 報道対応	・ 議員の安否などの情報整理 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市の災害対策本部等と情報の共有	・ 対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力

48時間	・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信	・情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・市の災害対策本部等と情報の共有 ・議会運営事項の協議	・対策会議からの指示があるまでは地域活動 ・災害関係情報の収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
72時間			
【中期】 3日	・対策会議の運営 ・災害関係情報の収集・整理・発信 ・議会再開に向けた準備	・情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・議会運営の再開準備（開催場所、議案などの協議） ・災害初動対応の進捗状況の確認	・対策会議からの指示を踏まえて行動 ・地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・対策会議からの指示に即応できる態勢の確保
7日			
【後期】 7日	・対策会議の運営 ・議会再開に向けた準備 ・通常業務に移行	・本会議、委員会の開催準備 ・復旧工事などの確認	・対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・本会議、委員会の開催 ・議決事件の審議・議決 ・復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・復興計画の審議 ・通常の議会体制へ移行
1か月程度			

※「検討課題」 風水害、その他の災害においても、地震編の行動基準に準拠した行動が可能であるが、適宜、応用すべき内容や変更すべき事項などについて明記をしていくことが必要である。

③ 議員の参集方法など

議員は、対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

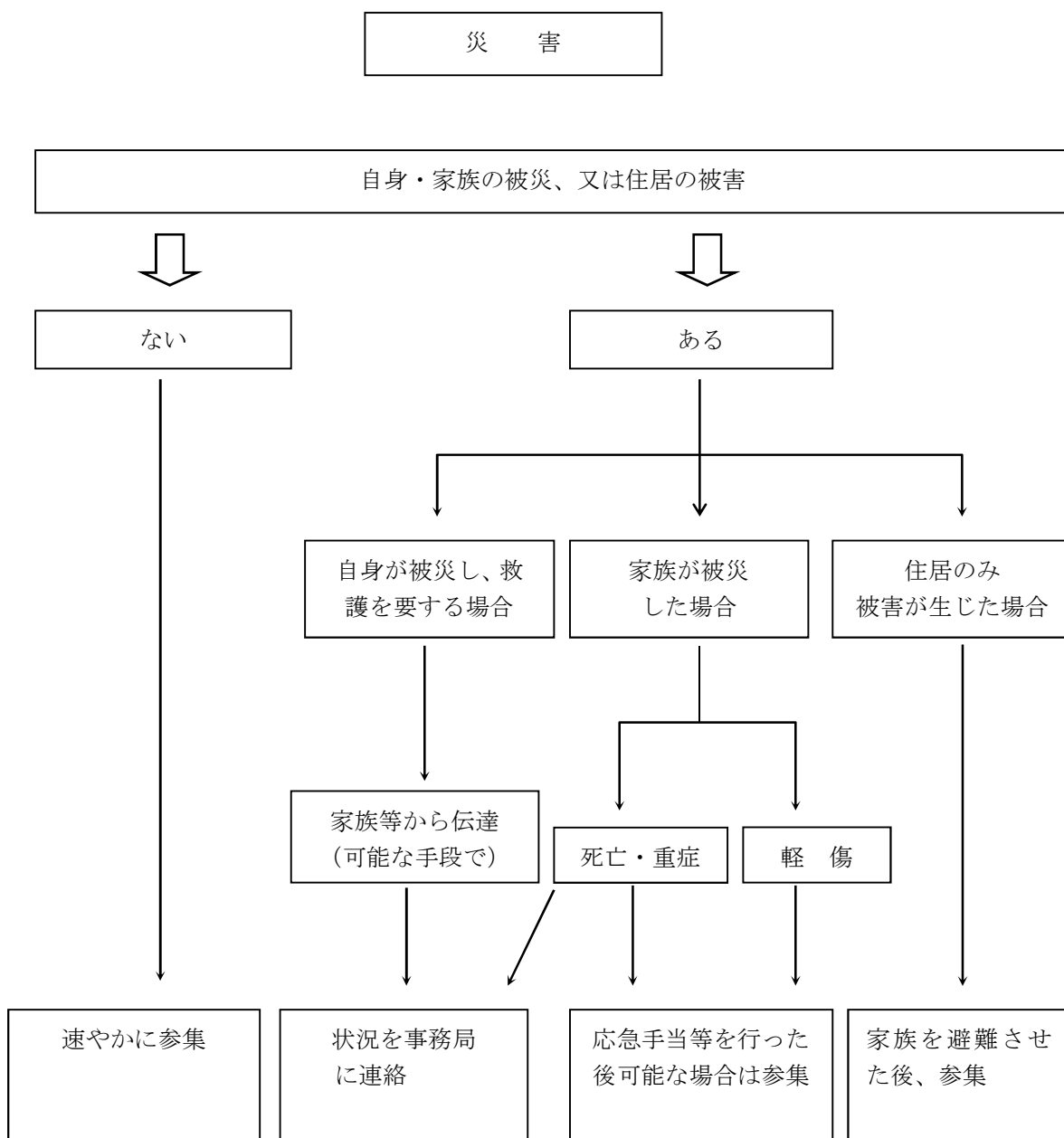
議員の参集基準

災害種別	参集方法（手段）	参集場所	服装	携帯品
地震	公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集	本庁が被災していない場合 ⇒ 議会事務局（本館3階） 本庁が被災した場合 ⇒ 対策会議が指示する代替施設・場所	防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う	携帯電話、タブレット端末、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど
風水害	全域	同上	同上	同上
	局地	同上	同上	同上
その他	同上	同上	同上	同上

※ 参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※ 参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておく必要がある。

(3) 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置（対応）が必要である。

① 庁舎の建物・設備

議会事務局、議場、委員会室のある本館は、昭和42年に建築されており新耐震基準を満たす建物ではなく（平成22年に生存空間を確保するための耐震補強を実施）、給排水・空調設備においても、経年劣化が進んでいることから、大規模な地震においては、建物の全部又は一部に被害が発生するとともに、設備機能が停止するおそれが高い。

そのため、本館が使用できなくなることを前提に、新耐震基準を満たす施設・場所を代替施設として確保することが必要である。例えば、本会議や委員会を開催できる機能を備えた施設・場所として、議会とパートナーシップ協定を締結している大学のホールや教室、また災害協定を視野に市内のホテルなども考えられるところであるが、根本的には新耐震基準を満たす施設の建設や改修という物理的かつ金銭的な課題を有しており、議会単独での措置は現実的ではない。

そのようなことから、まずは新耐震基準を満たす施設として、庁舎新館の会議室などを代替施設（議会事務局の参集場所、対策会議の設置場所）として使用することについて、更には、庁舎近隣の公共施設である市民文化会館や歴史博物館のホールや会議室などの使用（会議の開催場所）について、市と協議する必要がある。

② 通信設備

現在、議会事務局には、災害時優先電話は配置（分配）されておらず、一般回線による固定電話のみであることから、災害時には、その利用の集中・輻輳により、また回線の遮断などにより使用が著しく困難になるおそれが高い。

そのため、まずは議会にも災害時優先電話の配置（分配）について、市と協議を進め配置するとともに、衛星電話や防災無線などを確保する必要がある。

③ 情報システム

現在、議会事務局では会議録検索システムと議員報酬システム、議員経歴管理システムの3システムを保有している。その管理については、議員報酬システムと議員経歴管理システムは市のネットワークシステムを介さず議会事務局で管理し、会議録検索システムは市のネットワークシステムの中で管理をしている状態であるが、3システムはいずれも市のバックアップ体制によりデータの復旧は確保されている。(ICT部門の業務継続計画を策定)。しかし、庁舎間のネットワークが断線した場合には、会議録検索システムが一時的に利用できなくなる可能性がある。

市の他のシステム管理との関連性から議会単独での措置は難しいところであるが、ネットワーク回線の二重化などの対策が必要である。

④ 備蓄品などの確保

阪神・淡路大震災の例では、災害発生4日経過後頃から救援物資の流通が軌道に乗り始めたことから、3日間分の非常用食料・飲料水を備蓄するのが基本的な考え方となっている。しかしながら、現在、市の地域防災計画では、市民を対象に1日分の食料しか確保されていない状況である。また、議会においても議員と事務局職員を対象とした食料などの備蓄品は確保していない。災害によっては、議員と事務局職員は、数日間議会に滞在し、継続的に業務に従事することが想定されることから、計画的に備蓄品などを確保する必要がある。

(イ) 非常用食料・飲料水

非常用食料と飲料水として、議員と事務局職員のあわせて50人の3日分の確保が必要である。なお、備蓄に当たっては、耐震性が確保された施設や倉庫により、適切に管理する必要がある。

(ロ) 簡易トイレ、防災毛布などの生活必需品

下水道や給排水・空調設備の機能停止に備えて、簡易トイレ（トイレパック）や防災毛布などの必要と考えられる生活必需品について、確保しておく必要がある。

(ハ) 災害被災者への対応

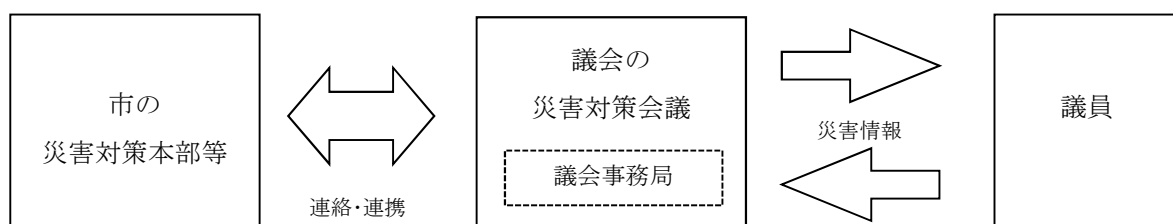
災害時には、庁舎が市民の避難場所として利用されることも想定され、その対応、支援に当たり生活必需品の提供も考えられることから、これらを見込んだ備蓄品などを確保しておく必要がある。

(ニ) 防災キットなどの確保

議員と事務局職員が速やかに参集できるよう、参集時の携帯品などの防災用具一式をまとめた防災キットと、緊急時の災害現場などへの移動用として、マウンテンバイクなどを計画的に確保する必要がある。

6. 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される初動支所班や関係機関などを介して、市の災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情報を共有することが大切である。そのためには、市の災害対策本部等と対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。



※ 市の災害対策本部等に、議会事務局からあらかじめ指名した職員が参加する。(現在、市の災害対策本部等の会議には、議会事務局から局長と連絡調整班として1名の職員が参画している。)

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り対策会議を窓口として行うものとする。

(1) 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれも

あることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。また、市民への情報のフィードバックや議員間の共有化を図るため、タブレット端末を活用した情報の収集・発信の仕組みを構築する必要がある。まずは、別添様式2「情報収集連絡表」に基づき、議員は災害情報を収集するものとする。

7. 議会の防災計画と防災訓練

(1) 議会の防災計画など

地域防災計画は、災害対策基本法に基づく法定計画として市において作成されたものであり、予防から救援、応急対策、復旧・復興までを視野に入れた総合的な計画である。

このたび、議会BCPを作成し、非常時における議会の機能維持に向け、議会や議員の役割を明確にするとともに、議員の具体的な行動基準などを定めたところであるが、この検討においては、多様かつ広範囲な意見が積極的に交換され、議会BCPの検討事項に加えて減災対策など長期的な視点をもって取り組むべき事項（防災計画）や、議会の役割を明記した総合的な観点を踏まえた防災に係る条例の必要性が明確となったところである。

今後、議会としての防災計画や、（仮称）防災基本条例の策定に向けた取り組みが求められるところである。

(2) 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む。）を毎年1回は実施することが必要である。

8. 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。

(2) 見直し体制

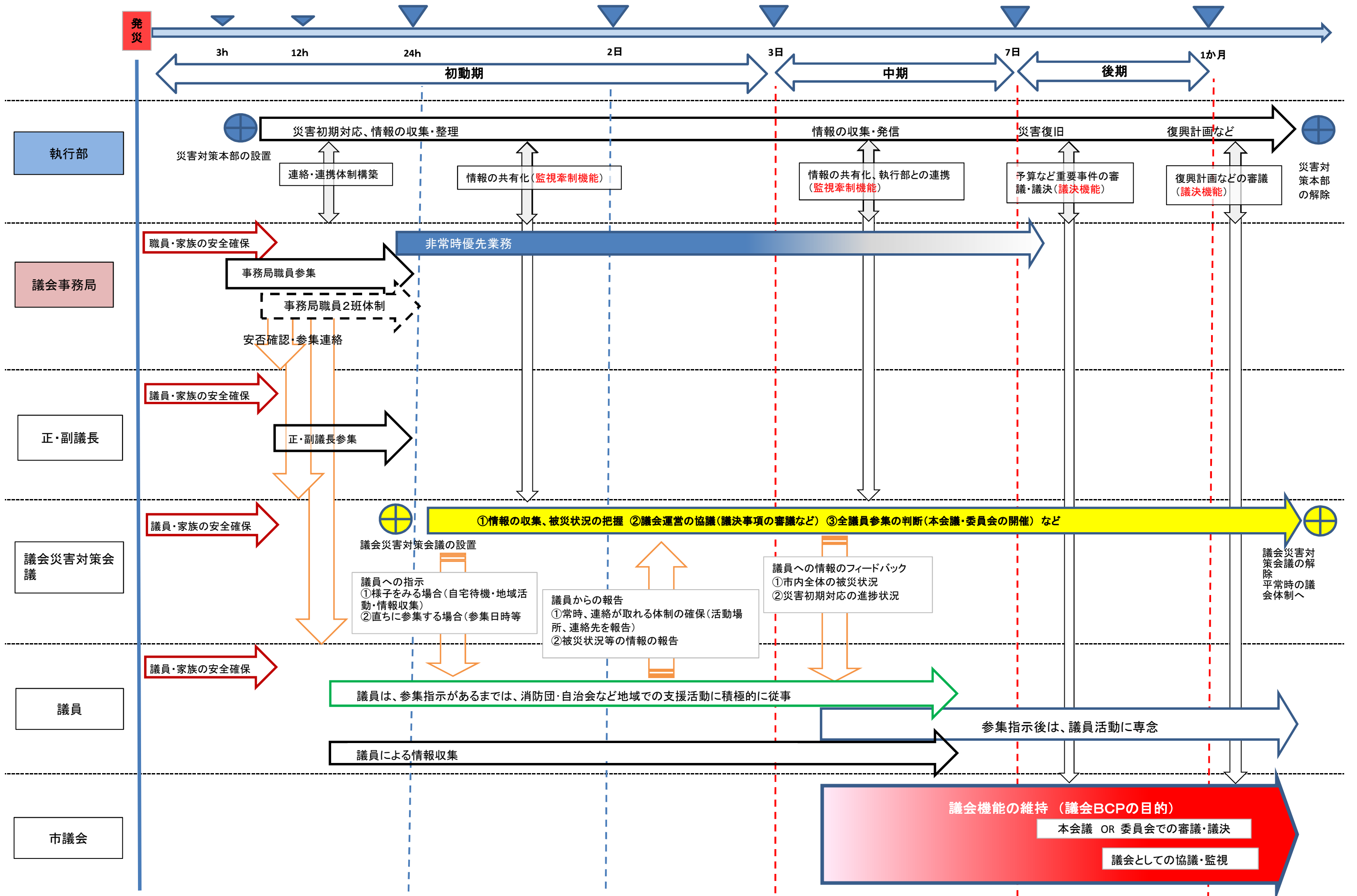
議会BCPの見直しは、対策会議を中心に行うものとする。なお、必要に応じて計画策定時の議員は、対策会議に参加できるものとする。

9. 計画の体系図

(1) 時系列にみる基本的行動パターン

計画の全般的な体系イメージとして、発災から1か月程度までの行動などについて、災害（大地震）が休日・時間外に発生した場合を1つの基本的行動パターンとして整理する。（別添参照）

時系列にみる基本的行動パターン（発災（大地震）が休日・時間外に発生した場合～）



議員安否確認表

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議員氏名	大津 太郎
議員住所	大津市

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他()
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他()
			無
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外()	
	市外	⇒ 場所()	
居宅の状況	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他()	
		無	
参集の可否	可 否	参集可能な時期	
連絡先	議員との連絡がとれない場合⇒家族の連絡先を記入		
地域の被災状況			
その他	特記事項があれば、記入		

情報収集連絡表

※「受信者氏名」、「受信日時」、「第○報」は、議会事務局で記入

受信者氏名	
受信日時	
第 報	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生概況	発生場所 (地域)	学区名	学区		自治会	発生日時	月日			
		住所					時間			
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										

大津市議会BCP策定に係る政策検討会議 メンバー

会 派 名	名 前	備 考
湖誠会	青山 三四郎	座長
	桐田 真人	
市民ネット21	河井 昭成	
日本共産党大津市会議員団	塚本 正弘	
公明党議員団	藤井 重美	副座長
清正会	山本 哲平	
大志会	泉 恒彦	
風	古尾谷 雅博	
惻隠	伊藤 茂	
みんなの党大津	藤井 哲也	

※学識経験者

同志社大学大学院 総合政策科学研究科・政策学部 新川 達郎 教授

政策検討会議の会議の経過

回数	日 時	内 容	備 考
1	平成25年 6月26日	1. 正副座長及び委員の紹介について 2. スケジュール（案）について 3. （仮称）大津市議会BCPの策定について 4. 次回の日程について	新川教授による講義
2	平成25年 7月18日	1. 議会BCPについて 2. 次回の日程について	新川教授による講義
3	平成25年 8月9日	1. 大津市南部豪雨災害の概要などについて 2. 議会BCPについて 3. 次回の日程について	危機・防災対策課から報告・説明
4	平成25年 10月10日	1. 台風18号に伴う豪雨災害を踏まえた議会BCPについて (1) 議員（議会）としての視点・役割から見えた課題などについて (2) 議員・議会としての役割について (3) 議会BCPに向けての要点・ポイントについて 2. 次回の日程について	WS
5	平成25年 11月7日	1. 議会BCPの体系などについて (1) 議会BCPの基本方針の整理について (2) 議会BCPの重要項目の整理について 2. 次回の日程について	WS
6	平成25年 11月27日	1. 議会BCPの枠組みについて (1) 議会BCPの枠組みの整理について (2) 議会BCPの具体的内容・手法の整理について 2. 次回の日程について	WS
7	平成25年 12月25日	1. 議会BCPの全体像（計画の概略）について (1) 議会BCPにおける体制構築について (2) 議会BCPにおける議員の行動基準について 2. 次回の日程について	WS
8	平成26年 1月22日	1. 議会BCPの概要（案）について (1) （仮称）議会災害対策会議について (2) 審議を継続するための環境の整備について 2. 次回の日程について	WS

9	平成26年 2月5日	1. 議会BCPの(素案) について 2. 次回の日程について	WS
10	平成26年 3月17日	1. 議会BCPについて	

※WS・・・ワークショップ

「ポストイットを活用したWSでの会議風景」



「平成26年3月10日 政策検討会議全体会における議会BCP（素案）の報告」

